

## 農業・食料の安全対策と農業の発展に向けた意見書

東日本大震災の影響は、今だに多くの傷あとを残し、放射能による農産物の出荷停止やそれらに伴う風評被害などにより、今後も継続した被害が予想されており、引き続き農業・食料に対する安全対策の徹底が求められている。

さらに、本県の農業・農村・地域を守るためにも、T P P交渉参加阻止に向けた取り組みは最大の課題となっている。

よって、農業者が安心・安全に営農活動を維持し地域農業を発展していくため、下記事項を要請しますので、特段の取り組みを求める。

### 記

#### 1. 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）について

本年度から取り組む「人・農地プラン」の作成には、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等（担い手）を定め、農地集積計画を立てて、地域農業の将来像をどう描くのか集落・地域で話し合いをすることになっているが、関係機関は地域内の農業者や集落のリーダーと連携を図り、将来の地域農業を見据えた地域農業戦略と位置づけマスタープランの策定をすること。

また、将来に渡り地域農業を継続していくためには、現在、地域で頑張っている多様な担い手も含めた人・農地プランの作成をすること。

#### 2. 地産地消の推進等による県内産農産物の消費拡大対策について

福井県産農産物のブランド力強化の一環として、県下全域でエコファーマーを推進しており、特に平成25年産米から全JA出荷者がエコファーマー化に取り組むこととしているので、一般消費者へのエコ農業に対する理解をすすめるためのエコ農産物に対する消費拡大対策への支援をすること。

#### 3. 農業・食料の安全対策について

農業者は、安全・安心な農産物を消費者に供給するために、生産履歴記帳を行うなど消費者に県産農産物を選んでもらえるような取り組みを行っている。しかし、東日本大震災では津波による直接的な被害の他、原発事故による農産物の出荷停止やそれらに伴う風評被害が表面化し、今までの生産履歴の他、販売にあたってセシウム調査の結果を求めるなど、生産物価格に反映できないコストが発生している。

については、安全・安心な農産物の流通にかかるための強力な支援をお願いする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日

福井県あわら市議会

（意見書提出先）

内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、財務大臣、経済産業大臣